

杏林大学教職課程 内部質保証の方針

(1) 基本的な考え方

本学教職課程の内部質保証の取り組みは、全学的な内部質保証の方針に則りながら、教職課程に関わる全教職員が主体的に行う。その目的は、教職課程の「目指す教員像・到達目標」を満たす学生の輩出に向けて、教育活動を中心とした諸活動について点検及び評価を行い、その結果を踏まえて質の向上に向けた不断の改善を推進することにある。

(2) 組織体制及び役割

本学教職課程における内部質保証を推進するため、組織体制及び役割は以下の通りとする。

- ① 「教職課程委員会」は、教職課程における内部質保証の推進に責任を負う総括的な組織であり、課程認定を受けた学部の学科及び研究科の専攻に所属し、教職課程の授業科目を担当する全ての教員（以下、教員と略）より選出された委員を構成員とする。教職課程における自己点検・評価を実施し、改善案を策定する。
- ② 「教職課程自己点検・評価報告書作成担当」（以下、報告書作成担当と略）は、教職課程委員長より指名された教職課程委員及び事務担当者を構成員とし、自己点検・評価報告書の作成を行う。
- ③ 「教授会及び研究科委員会」は、課程認定を受けた学部及び研究科の教授を構成員とし、教職課程委員会から提出された自己点検・評価報告書及び改善案の審議を行う。

(3) 手続き

全学的な内部質保証における PDCA サイクルの基本的な考え方に則りながら、教職課程の恒常的な改善を図るものとする。

① 計画

- ▶ 教職課程委員会は、年間計画を策定し、教員に提示する。

② 実行

- ▶ 教員は、策定された計画に基づき、教育の諸活動を実施する。
- ▶ 教職課程委員会は、教員の取り組みを支援する。

③ 評価

- ▶ 教員は、報告書作成担当へ前年度に行った諸活動の実施状況を報告する。
- ▶ 報告書作成担当は、実施状況を自己点検・評価報告書として取りまとめる。
- ▶ 教職課程委員会は、自己点検・評価報告書を評価・検証したうえで、改善案を策定し、教授会及び研究科委員会へ報告する。
- ▶ 自己点検・評価の結果及び改善案は、教授会及び研究科委員会で審議し、承認を得る。
- ▶ 教職課程委員会は、自己点検・評価の結果を学内外へ公表する。

④ 改善

- ▶ 教職課程委員会は評価結果に加え、教授会及び研究科委員会からの意見を踏まえて更なる向上への取り組みを検討し、次年度の年間計画に反映したうえで、教員に提示する。